

令和4年度児童ホーム入室の御案内

別表（児童ホーム一覧）

No.	小学校	児童ホーム	住所	電話番号
1	本町小学校	本町第1児童ホーム	文京町1-5	81-1320
2	本町小学校	本町第2児童ホーム	文京町1-5	81-5550
3	南小学校	南第1児童ホーム	今泉699	81-3324
4	南小学校	南第2児童ホーム	今泉699	81-1676
5	南小学校	南第3児童ホーム	今泉699	81-2233
6	南小学校	南第4児童ホーム	今泉699	80-2929
7	東小学校	東第1児童ホーム	寺山512	81-1641
8	東小学校	東第2児童ホーム	寺山512	84-1811
9	北小学校	北第1児童ホーム	菩提380	75-4630
10	北小学校	北第2児童ホーム	菩提380	75-4640
11	大根小学校	大根第1児童ホーム	南矢名4-29-1	76-3601
12	大根小学校	大根第2児童ホーム	南矢名4-29-1	76-3602
13	西小学校	西第1児童ホーム	並木町8-1	88-3048
14	西小学校	西第2児童ホーム	並木町8-1	88-1203
15	広畑小学校	広畑児童ホーム	下大槻174-4	78-0830
16	渋沢小学校	渋沢第1児童ホーム	渋沢上1-12-1	88-7191
17	渋沢小学校	渋沢第2児童ホーム	渋沢上1-12-1	88-7641
18	末広小学校	末広第1児童ホーム	末広町6-6	82-5256
19	末広小学校	末広第2児童ホーム	末広町6-6	82-6488
20	末広小学校	末広第3児童ホーム	末広町6-6	38-7446
21	堀川小学校	堀川児童ホーム	堀川105-3	88-9807
22	南が丘小学校	南が丘第1児童ホーム	南が丘4-1	82-8301
23	南が丘小学校	南が丘第2児童ホーム	南が丘4-1	82-8901
24	南が丘小学校	南が丘第3児童ホーム	南が丘4-1	82-8516
25	鶴巻小学校	鶴巻第1児童ホーム	鶴巻2240-1	78-7511
26	鶴巻小学校	鶴巻第2児童ホーム	鶴巻2240-1	78-7523
27	鶴巻小学校	鶴巻第3児童ホーム	鶴巻2240-1	78-7521
28	上小学校	上児童ホーム	柳川25-3	87-0150

※令和3年10月1日現在

事務担当は、こども健康部こども育成課放課後児童担当です。
電話0463-86-6310（直通）

1 児童ホームの概要

児童ホームは、保護者（父母・祖父母等）が就労、疾病等により昼間家庭にいない小学校の1学年から4学年までの児童について、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図っています。

2 児童ホームの名称及び入室先

- 児童ホームは、別表に掲げるとおり、各小学校区に設置しています。
- 別表のとおり一部の小学校には複数のホームを設置しています。どちらの児童ホームに入室するかについては市が指定します。

3 対象児童

小学校の1学年から4学年までの児童で、保護者等が就労、疾病等の理由により、昼間家庭にいない児童が対象です。

4 利用可能時間

- 授業終了時から午後6時まで
- 学校閉校土曜日及び夏季・冬季・学年末休業中は午前8時30分から午後6時まで
（原則としてお子さんの退室時間が午後5時を過ぎるときは、安全面から保護者等成人の方によるお迎えが必要になります。また、土曜日及び夏季・冬季・学年末休業中は入室時間にかかわらず、保護者等成人の方が児童ホームまで送ってきていただきます。）

5 入室拡大時間

勤務等の状況により必要止むを得ない方に限り、次の拡大時間の利用ができます。
（原則前月の27日までに申込みが必要です。）

- 午前8時から8時30分（土曜日、夏季休業中など）
- 午後6時から7時00分

拡大時間帯	午前8時～午前8時30分 （土曜日、夏季休業中など）	午後6時～午後7時
費用	800円/月	800円（30分ごと）/月

6 閉室日

- 日曜日・祝日及び休日
- 12月29日から翌年の1月3日まで
- 地震、台風などにより、臨時休校又は登校後に中途集団下校が実施された場合
※ただし、**給食実施後**、台風などのため集団下校が実施されたときは、原則として児童ホームを開室します。
- 保護者等の引取りが実施される防災訓練の日
- 運動会が実施される土曜日（中止の場合は、開室となります。）
- その他市長が特に必要と認める日

7 支援員

各児童ホームに支援員を配置しています。支援員の配置人員については、入室児童数により異なりますが、原則として複数の支援員により対応いたします。

8 申込手続

- (1) 次に定める書類を〒257-8501 子育て課（市役所本庁舎3階）に持参又は郵送にて提出してください。**受付期間は、令和3年11月1日（月）から同月30日（火・消印有効）まで（土・日曜日、祝・休日を除きます。）**です。入室の可否については、令和4年2月末頃に通知する予定です。

ア 入室申込書（第1号様式）

イ 就労証明書（第2号様式）又は医師の意見書など

ウ 児童調査票（第3号様式）

◎ 家族の就労による入室申込のときは、同居（**住民票、生計の別を問わず、また同一敷地を含む。**）されている家族（父母・60歳未満の祖父母の範囲）の就労証明書が必要です。

◎ 保護者等の病気による入室申込のときは、保護者等の病状等がお子さんの適切な保護をすることが困難である等の医師の見解が記載された書類を、また保護者等が他の家族を介護するための入室申込のときは、日常生活においてどの程度介護を必要とするかに関する医師の見解が記載された書類が必要です（写しで可）。

◎ 上記の必要書類は、父母が就労証明書で、祖父母が医師の意見書となるなど、家族の状況次第で両方が必要となる場合がありますので注意してください。

◎ **入室の決定は、申込順によるものではありません。家庭の状況などを総合的に判断し、決定いたします。**

◎ **受付期間内にすべての書類を提出しないと、令和4年4月からの入室ができません。**

- (2) 受付期間終了後も定員に満たない児童ホームについては、随時入室を受け付けます。
- (3) 提出書類に記載された内容に虚偽又は重大な誤りがあることが判明したときは、入室の決定を取り消すことがあります。
- (4) 入室期間は年度末までです。翌年度も入室を希望される場合は、新たに申込みが必要となります（入室保留を含みます。）。
- (5) 夏休みのみ児童ホームの利用を希望する方は、広報はだの5月15日号及び市ホームページでお知らせした後、6月1日から申込みを受け付ける予定です。

9 経費

- (1) 利用料 月額5,000円（3か月滞納した場合は退室していただきます。）
- (2) おやつ代（保護者会が徴収） 月額2,000円
- (3) 傷害、賠償保険料 年額800円
- (4) その他保護者会が必要と認める経費

10 利用料の減免

次のいずれかに該当する場合、利用料が減免となります。

- (1) 入室児童の属する世帯が生活保護の規定による保護を受けているとき。（100%）
- (2) 入室児童の属する世帯の令和3年度分の市町村民税が非課税のとき。（100%）
- (3) 入室児童の属する世帯の令和3年度分の市町村民税所得割額が非課税のとき。（50%）

- (4) 1世帯につき2人以上の児童を入室させた場合の2人目以降の児童（50%）

※(1)～(3)の理由により減免を受ける方は、**毎年度市役所こども育成課に申請が必要です。**

※寡婦（夫）控除等のみなし適用〔未婚で20歳未満の子を養育するひとり親を対象に、寡婦（夫）に係る非課税措置、所得控除及び調整控除〕を実施し、減免の対象となる場合があります。

11 昼食

学校給食がないときは、お弁当・水筒を持たせてください。

※学校で配付される予定表をよく確認してください。

12 入室に当たり準備するもの

タオル・着替え・上履き・連絡用ノート等が必要となりますが、**持ち物は、児童ホームごとに異なりますので、保護者説明会等で確認してください。**

※持ち物には、必ず氏名を記入してください。

13 その他の注意事項

- (1) **児童ホームへの入室については、お子さんの意思が重要な部分を占めています。入室申込前に必ずお子さんと話し合ってください。**

- (2) **児童ホームでの生活にあたり、特別な支援が必要と思われる場合は事前に市役所こども育成課へご相談ください。内容によっては対応できない場合があります。**

- (3) 児童ホームに入室した児童の保護者等は、ホームごとに組織されている保護者会に加入していただきます。年間3回から5回程度、会議を開催しておりますので、必ず出席してください。

- (4) 住所、勤務先等に変更が生じたときは、速やかに市役所こども育成課又は支援員に連絡してください。関係書類を再提出していただきます。

- (5) お子さんを欠席、早退させるときは、必ず支援員に連絡してください。

- (6) 児童ホームでの生活中に、外出することはできません。

- (7) 連絡用ノートは、必ず提出してください。

- (8) 登校後、中途集団下校が実施された場合は児童ホームも閉室となります。帰宅時間が早まりますので十分注意してください（給食実施後の台風等のための集団下校時を除く。）。

- (9) お子さんが学校の備品などを破損したときは、原則としてそのお子さんの保護者等に修理代を負担していただきます。

- (10) **児童ホーム開室日であっても保護者等が休務日のときは、特別な事情が無い限り、お子さんは授業終了後そのまま帰宅していただきます（授業が無い日は、自宅で過ごしていただくこととなります。）。**

- (11) 児童ホームを退室や休室するときは、**5日前まで**に届出用紙を市役所こども育成課又は各児童ホームへ提出してください（届出用紙は、各児童ホームにあります）。

- (12) **児童ホームが利用できるのは、原則として保護者の勤務時間中となります。勤務が終わり次第お迎えをお願いします。**

- (13) 変則勤務等での申込みについては、事前にご相談ください。

※その他申込みの際し、不明点や相談したい点などがありましたらご連絡ください。